

## 27. 冷凍食品製造業

- 第25号（そうざい製造業）に該当する営業で製造されるそうざいの冷凍品の製造を行う営業です。
- 小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象です。
- 対象となるのは、「食品、添加物等の規格基準」において規格基準が定められている冷凍食品の製造です。
- 第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。

